（定義）

第八十五条の二　この章において、「書面等」、「署名等」、「電磁的記録」、「申請等」、「処分通知等」及び「縦覧等」とは、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第五号から第十号までに規定する書面等、署名等、電磁的記録、申請等、処分通知等及び縦覧等をいう。

2　（略）

（申請等の指定）

第八十五条の三　情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等は、労組法、労調法、行労法、地方公労法、労組法施行令、労調法施行令、行労法施行令、地方公営企業等の労働関係に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百七十七号）及びこの規則（以下この章において「労組法等」という。）に基づき委員会に対して行われる申請、報告その他の通知とする。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第八十五条の四　情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき委員会の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と接続した際に当該委員会から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能（当該委員会からプログラムが付与される場合に限る。）を備えているものとを電気通信回線で接続したものとする。

（申請等の入力事項等）

第八十五条の五　情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項（次項に規定する事項を除く。）及び電子情報処理組織の使用に当たり必要な事項として委員会が入力を求める事項を、前条に規定する電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2　（略）

（削る）

（電子署名等）

第八十五条の六　（略）

2　前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して委員会が識別番号及び暗証番号の入力を要することとしている申請等を行おうとする者は、これらの番号を情報通信技術活用法第六条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力してその申請等を行わなければならない。

3　前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して委員会が識別番号及び暗証番号の入力並びに個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請等を行う者を認証するための符号（以下「生体認証符号等」という。）の使用を要することとしている申請等を行おうとする者は、識別番号及び暗証番号を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し生体認証符号等を使用してその申請等を行わなければならない。

（定義）

第八十五条の二　この章において、「書面等」、「署名等」、「電磁的記録」、「申請等」、「処分通知等」及び「縦覧等」とは、それぞれ行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第二条第三号から第八号までに規定する書面等、署名等、電磁的記録、申請等、処分通知等及び縦覧等をいう。

2　（略）

（申請等の指定）

第八十五条の三　情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、労組法、労調法、行労法、地方公労法、労組法施行令、労調法施行令、行労法施行令、地方公営企業等の労働関係に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百七十七号）及びこの規則（以下この章において「労組法等」という。）に基づき委員会に対して行われる申請、報告その他の通知（委員会間で行われる報告その他の通知を除く。）とする。

（新設）

（申請等の入力事項等）

第八十五条の四　情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項（次項に規定する事項を除く。）及び電子情報処理組織の使用に当たり必要な事項として委員会が入力を求める事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であって、委員会が定める技術的基準に適合するものから入力して、申請等を行わなければならない。

2　（略）

3　前二項に規定する入力は、委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に当該委員会から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能（当該委員会からプログラムが付与される場合に限る。）を備えた電子計算機を使用して行わなければならない。

（電子署名等）

第八十五条の五　（略）

2　前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して委員会が識別番号及び暗証番号の入力を要することとしている申請等を行おうとする者は、これらの番号を情報通信技術利用法第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力してその申請等を行わなければならない。

（新設）